

広島県水道広域連合企業団管理規程第5号

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月13日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規程（令和6年広島県水道広域連合企業団管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(特定任期付職員の給与の特例) 第2条 (略)		(特定任期付職員の給与の特例) 第2条 (略)	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	<u>392,000</u>	1	<u>380,000</u>
2	<u>440,000</u>	2	<u>427,000</u>
3	<u>492,000</u>	3	<u>477,000</u>
4	<u>555,000</u>	4	<u>539,000</u>
5	<u>634,000</u>	5	<u>615,000</u>
6	<u>740,000</u>	6	<u>718,000</u>
7	839,000	7	839,000
2—4 (略)		2—4 (略)	
(期末手当) 第4条 (略)		(期末手当) 第4条 (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
ア (略)		ア (略)	
(ア) — (エ) (略)		(ア) — (エ) (略)	
イ 6月1日に係る期末手当		イ 6月1日に係る期末手当	
(ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の155</u>		(ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の152.5</u>	
(イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の124</u>		(イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の122</u>	
(ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 <u>100分の93</u>		(ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 <u>100分の91.5</u>	
(エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の46.5</u>		(エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の45.75</u>	
ウ 12月1日に係る期末手当		ウ 12月1日に係る期末手当	
(ア) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の155</u>		(ア) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の152.5</u>	
(イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の124</u>		(イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の122</u>	
(ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の93</u>		(ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の91.5</u>	
(エ) 在職期間が3箇月未満の場合		(エ) 在職期間が3箇月未満の場合	

<u>100分の46.5</u>	<u>100分の45.75</u>
------------------	-------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。